



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長
阿 部 義 宏
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

資本準備金の額の減少・剰余金の処分、乙種優先株式に関する定款変更及び乙種優先株主に対する配当金の支払に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日付けプレスリリースで「新中期経営計画（3 カ年計画）の策定に関するお知らせ」を公表しておりますが、その後 2 カ年の当社の業績は平成 21 年 5 月 11 日公表の「平成 21 年 3 月期決算短信」及び平成 22 年 5 月 11 日公表の「平成 22 年 3 月期決算短信」にてお知らせの通り、「新中期経営計画（3 カ年計画）」の施策を実行することにより順調に推移し、計画した数値を上回る当期純利益を計上することが出来ました。

しかしながら、当社は平成 22 年 3 月末日時点において 1,584,804,405 円の欠損を抱えていることから株主の皆様への配当を行うことが出来ない状況にあります。

また、当社は普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項の付された乙種優先株式を発行しておりますが、乙種優先株式が普通株式へ転換された場合に、普通株式の希薄化が生じ株価に影響を与える可能性も考えられます。したがって、市場に流通する当社普通株式数の適正なコントロールは当社の資本政策を考える上で重要な事項であるものと認識しております。

そこで、当社は平成 22 年 5 月 21 日開催の取締役会において、資本政策及び財務戦略上の柔軟性・機動性確保のための施策の一環として、次の①ないし③を、平成 22 年 6 月 29 日に開催を予定している当社第 63 期定時株主総会に上程し、付議することを決議しましたのでお知らせします。

- ① 現在当社には繰越欠損が計上されておりますので、欠損填補の上で当社の財務内容を改善し、株主の皆様への早期復配に向けた環境整備の一環として、資本準備金の取り崩し及び剰余金の処分を実施致します。
- ② 当社では欠損が生じていたことなどもあり、無配の状況が続いておりますが、普通株式に関する早期復配に向けた環境整備の一環として乙種優先株主に対する配当金の支払いを実施致します。
- ③ 乙種優先株式が普通株式に転換された場合に、普通株式の希薄化が生じ株価に影響を与える可能性も考えられるため、普通株式の希薄化抑制のための選択肢を増やすために、乙種優先株式につき、取締役会が別に定める日において金銭を対価として取得することが出来る旨の条項を追加する定款変更を実施致します。

なお、平成 22 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、上記①ないし③の事項とあわせて平成 23 年 3 月期の 1 株当たりの普通株式に関する期末配当予想を 1 円とする旨の決議も行いましたので、併せてお知らせいたします。

平成 23 年 3 月期は、「新中期経営計画（3 カ年計画）」の最終年度に当たることから、当社は「新中期経営計画（3 カ年計画）」及び「平成 22 年 3 月期決算短信」の次期予想で公表した利益計画を達成す

べく、全役職員が一丸となって全力で日々の業務に取り組んでまいります。

株主をはじめとするステークホルダーの皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

決議内容の詳細と日程は下記の通りです。

記

1. 資本準備金の額の減少・剰余金の処分

(1) 資本準備金の額の減少・剰余金の処分の目的

当社では、欠損が生じていたことなどもあり、無配の状況が継続していることに鑑み、欠損填補により財務内容を改善し、早期復配に向けた環境整備を行うため、資本準備金の取り崩しを行うものです。

資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、さらに、繰越利益剰余金（その他利益剰余金）のマイナスを解消する範囲内で、その他資本剰余金をその他利益剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本準備金の額の減少・剰余金の処分の要領

- ① 会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月 31 日現在の資本準備金 3,753,213,564 円の内 2,000,000,000 円を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えるものです。減少後の資本準備金は 1,753,213,564 円、その他資本剰余金は 2,000,000,000 円となります。
- ② 会社法第 452 条の規定に基づき、繰越利益剰余金のマイナス解消のため、上記資本準備金振り替え後のその他資本剰余金 2,000,000,000 円の内、1,584,804,405 円を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替えるものです。振り替え後のその他資本剰余金は 415,195,595 円、繰越利益剰余金は 0 円となります。

2. 乙種優先株主に対する配当金支払

(1) 乙種優先株主に対する配当金支払の目的

当社は、平成 19 年 11 月 16 日付けプレスリリース「第三者割当による新株式（普通株式、乙種優先株式）の発行、定款の一部変更、社外取締役の招聘、並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」、並びに平成 19 年 11 月 30 日付けプレスリリース「(変更) 第三者割当による新株式の発行、定款の一部変更、社外取締役の招聘、並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関する変更のお知らせ」のとおり、自己資本の大きな毀損という状況の中で、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合及び株式会社不動産テトラを引受先とする第三者割当増資を行い、そのうち、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合には普通株式のほか乙種優先株式を発行しました。

その後、「新中期経営計画（3 カ年計画）」に基づき建築事業からの撤退、基礎工事への資源集中を行い、2 期連続公表計画以上の当期純利益を計上することが出来ました。しかしながら、当社は繰越欠損を抱えていたため、乙種優先株式及び普通株式のいずれについても剰余金の配当を実施することが出来ませんでした。

定款に定める乙種優先株式の配当金（以下「乙種優先配当金」といいます。）は、普通株式についての配当に優先し、かつ、累積型となっており、乙種優先株式に対する配当金が定款に定める乙種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積することとなります（以下「乙種累積未配当金」といいます。）。これは欠損を抱えている状況下においても同様であり、今後普通株式について、定款に定める乙種優先株式についての一斉取得日（下記 3. 参照）までに配当

の基準日を設定し、配当を実施するにあたっては、乙種累積未配当金及び乙種優先配当金の支払を優先して実施する必要があります。他方、当社は、「新中期経営計画（3カ年計画）」の最終年度を経た後に普通株式の復配を目指しております。そこで、普通株主の皆様への早期復配の実現に向けた環境整備の一環として、資本準備金振り替え後のその他資本剰余金から、乙種優先株主に配当金を支払うものです。

(2) 配当の内容等

乙種優先株式に係る1株当たりの配当金の内訳及び配当金総額は以下の通りです。

基準日	1株当たり年間配当金 (年間)	配当対象期間	配当金総額 (年間)
	円 銭		円
平成20年3月31日	6 80	2ヶ月13日	13,700,000
平成21年3月31日	6 78	1年	67,800,000
平成22年3月31日	6 46	1年	64,600,000
合計	-		146,100,000

※ 1. 当社が発行する乙種優先株式の総数は10,000,000株です。

※ 2. 優先株式の配当の額は、配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という。）又は乙種優先株式の登録株式質権者に対し、乙種優先株式1株当たり、乙種優先株式の払込金額（200円）に対し、事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当年率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月19日。いずれにおいても基準日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額とされています。

※ 3. 乙種優先配当金配当年率＝日本円TIBOR（6ヶ月物）＋2.5%

3. 定款変更

(1) 定款変更の目的

当社定款では、乙種優先株式について、乙種優先株主（現時点ではフェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合のみとなります。）が、平成20年1月18日から平成25年1月17日までの期間、当社が乙種優先株式を取得すると引き換えに普通株式を交付することを請求することが出来る旨が規定されており、また、平成25年1月18日（一斉取得日）に当社が普通株式を対価として乙種優先株式を一斉に取得する旨も規定されておりますが（以下「一斉取得条項」といいます。）、当社の意思で乙種優先株式を取得することが出来る旨の規定はありません。

乙種優先株主からの請求により、あるいは、一斉取得条項により、当社が乙種優先株式の全てを取得する対価として普通株式を交付した場合、普通株式数は最大で40,000,000株（但し、一定の調整がなされる場合があります。また、交付される普通株式の数と発行済みの普通株式の数の合計数は、当社の普通株式の発行可能株式総数を超えることはできません。）増加することとなります。このような普通株式の希薄化が生じた場合株価に影響を与える可能性も考えられます。

そこで、市場に流通する普通株式の希薄化抑制のための選択肢を増やすため、定款に、取締役会が別に定める日において、金銭を対価として乙種優先株式を取得できる旨の条項を加え、当社が希望する時期に当社が希望する乙種優先株式数を取得できるよう定款の一部を変更するものです。

定款変更に伴い、当社は平成22年6月29日以降、取締役会決議により、法令上可能な範囲で金銭の交付と引き換えに乙種優先株式を取得することが出来、取得した乙種優先株式を消却する事により普通株式の希薄化を抑えるなど、当社の経営環境、市況等の状況に応じて柔軟な対応をすることが可能となります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の詳細につきましては、別添資料をご参照願います。

4. 定款変更及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	平成 22 年 5 月 21 日
(2) 債権者異議申述公告	平成 22 年 5 月 25 日 (予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	平成 22 年 6 月 25 日 (予定)
(4) 定時株主総会決議日	平成 22 年 6 月 29 日 (予定)
(5) 種類株主総会決議日	平成 22 年 6 月 29 日 (予定)
(6) 資本準備金の額の減少の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日 (予定)
(7) 定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日 (予定)
(8) 乙種優先株主に対する配当効力発生日	平成 22 年 6 月 30 日 (予定)

5. 今後の見通し

上記内容については、平成 22 年 6 月 29 日に開催を予定している第 63 期定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会において、定款の一部変更、資本準備金の額の減少、剰余金の処分及び乙種優先株主に対する配当それぞれに関する議案が承認可決されることを条件といたします（定款の一部変更につきましては、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる決議事項となります。）。

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 12 条 (条文省略) 第 2 章の 2 優 先 株 式 (乙種優先株式) 第 12 条の 2 1～8 (条文省略) <u>(新設)</u></p> <p>第 13 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 12 条 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>9. 金銭を対価とする取得条項 <u>当社は、平成 22 年 6 月 30 日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)をもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる乙種優先株式を取得するのと引換えに、乙種優先株式 1 株につき、下記①又は②のいずれか高い方の額の金銭を乙種優先株主に対して交付する。なお、乙種優先株式の一部を取得するときは、当社が各乙種優先株主から取得する乙種優先株式の数は、各乙種優先株主が保有する乙種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。</u></p> <p>① 以下の算式により算出される金額 $\text{償還価額} = \frac{\text{普通株式 1 株当たり時価}}{\text{交付価額}} \times 200$</p> <p><u>上記の算式において、「普通株式 1 株当たり時価」とは、強制償還日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)をいい、「交付価額」とは、強制償還日における第 7 項第(2)号②に定める交付価額をいう。</u></p> <p>② 240 円</p> <p>第 13 条～第 48 条 (現行どおり)</p>